

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成30年 7月 日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） （届出者）東京都墨田区両国二丁目10番14号 （代理者）京都府長岡京市開田一丁目6番6号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） （届出者）三菱製紙株式会社代表取締役社長 鈴木邦夫 （代理者）三菱製紙株式会社京都工場長 太田禎二					
主たる業種	写真感光材料製造業				細分類番号	1 6 9 5	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成29年 4月から平成30年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率改善及び設備の省エネ化推進でCO2排出原単位毎年1%向上を目指す。						
計画を推進するための体制	ISO14001の推進母体である工場環境マネジメント組織のエネルギー委員会を中心に推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		18,384.8 トン	17,776.2 トン			-3.3 パーセント
	評価の対象となる排出の量		19,777.7 トン	15,776.2 トン			-20.2 パーセント
実績に対する自己評価							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量百万㎡×1/50)	6.81	6.52			-4.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価							
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
			91.0 パーセント	95.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		乾燥用設備の効率化、省エネ機器導入による原単位向上。				
	(30)年度						
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		通勤方法の登録を行い、公共交通機関を最大限利用する。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		緊急時を除き、公共交通機関を利用することは全従業員に徹底されている。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの		0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの		0.0 トン				
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市環境フェアにてミニセミナー、体験型学習を通して、地球温暖化対策等、森と環境、森のめぐみについて知っていただいた。 ・環境省、京都府提唱のライトダウンキャンペーンに賛同、協力した。 						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。